

第 5 4 回議会運営委員会記録

令和 5 年 8 月 3 1 日

【開催日】 令和5年8月31日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時58分

【出席委員】

委員長	大井 淳 一 朗	副委員長	宮 本 政 志
委員	伊 場 勇	委員	笹 木 慶 之
委員	森 山 喜 久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高 松 秀 樹	副議長	中 村 博 行
----	---------	-----	---------

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局 長	河 口 修 司	事務局 次 長	中 村 潤 之 介
議 事 係 長	山 田 寿 実 子	議 事 係 主 任	岡 田 靖 仁

【審査内容】

- 1 令和5年第3回（9月）定例会に関する事項について
- 2 申し合わせ事項の見直しについて
- 3 議長・副議長の任期について
- 4 モニター意見について
- 5 全員協議会の開催日時について
- 6 その他

午前10時 開会

大井淳一郎委員長 ただいまから第54回議会運営委員会を開会いたします。

お手元にあります付議事項に従って進めてまいります。まず1点目、令

和5年第3回（9月）定例会に関する事項についてです。こちらについて説明を求めます。

山田議会事務局議事係長 それでは、付議事項1、令和5年第3回（9月）定例会に関する事項について御説明します。まず、（1）会期案について及び（2）議事日程について一括で御説明します。（1）会期は、9月5日火曜日から9月27日水曜日までの23日間としたいと思います。今回の議案等については、資料1を御覧ください。市長提出案件として、議案が20件、諮問が1件、報告が1件あります。議案については、民生福祉常任委員会が6件、産業建設常任委員会が11件、一般会計予算決算常任委員会が3件となります。また、そのほかに行政報告が2件あります。人事案件については、申し合わせ事項62により行うことになります。参考までに掲載しておりますので御覧ください。なお、今回は人権擁護委員に係る案件であるため、可決された場合でも可決後の挨拶はありません。（2）議事日程案については、資料2のとおりとしております。本会議の初日は9月5日火曜日となります。午前10時に本会議を開会し、まず会期の決定を行います。続いて、諸般の報告は執行部から行政報告が2件あり、議会から事務報告があります。続いて、常任委員会の所管事務調査報告となります。これは民生福祉常任委員長からの申入れがございましたので行うものです。続いて、報告1件を一括報告（後刻「報告」と訂正）及び質疑となります。続いて、諮問1件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決となります。続いて、議案20件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託となります。このたびは議案中に決算がありますので、例年本会議終了後に一般会計予算決算常任委員会全体会を開催し、執行部から総括説明を受けております。6日水曜日は、9時から付託先となると思われる総務文教に係る分科会と民生福祉に係る委員会、分科会を同時開催としております。開催場所は、総務文教が第1委員会室、民生福祉が第2委員会室です。7日木曜日は、9時から付託先となると思われる総務文教に係る分科会と産業建設に係る委員会、分科会を同時開催としております。開催場所は、総務

文教が第1委員会室、産業建設が第2委員会室です。8日金曜日は9時から付託先となると思われる民生福祉に係る委員会、分科会と産業建設に係る委員会、分科会を同時開催としております。開催場所は、民生福祉が第1委員会室、産業建設が第2委員会室です。11日月曜日は委員会予備日です。12日火曜日から19日火曜日までは、土曜日、日曜日及び祝日の休会を除き、一般質問の予定としております。このたびの通告者は8人でした。後ほど、開催日と人数の割り振りをお願いいたします。20日水曜日及び21日木曜日は議事整理のため休会とし、22日金曜日は一般会計全体会とし、23日土曜日から26日火曜日までは休会とします。27日水曜日は本会議最終日とし、午前10時から、付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決及び閉会中の調査事項についての議決を行います。以上のような日程案を組んでおります。説明は以上です。（発言する者あり）修正がありますので御報告します。5日の本会議のところですが、先ほど報告は「一括報告」と申しましたが、「報告」ですので訂正させていただきます。申し訳ありません。

大井淳一郎委員長 説明が終わりました。付議事項の1点目の（1）会期案についてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、議事日程案の資料について確認したいことはございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、一般質問の枠が5日分取っておりますが、通告者は8人となっております。申し合わせ事項では1日4人までとなっておりますので、12日、13日を4人ずつと決定したいと思いますので、それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）12日に一般質問4人、13日に一般質問4人ということで、14日、15日、19日には一般質問は実施しないということにします。それではそのほかはないということですので、（3）陳情、要望書等の取扱いについての説明を求めます。

山田議会事務局議事係長 続きまして、（3）陳情・要望書等の取扱いについて御説明します。資料3を御覧ください。このたびは1件提出されてい

ます。公益財団法人山陽小野田市シルバー人材センター様から「地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望」が提出されています。これに係る調査委員会の決定等を行っていただきたく存じます。

大井淳一郎委員長 説明が終わりました。担当委員会を決めてほしいということです。この資料3の陳情書ですが、これはシルバー人材センターの決意と支援の要望です。例年、産業建設常任委員会が受けていた気がするんですが、森山委員、どうでしたか。

森山喜久委員 以前、インボイスの関係で要望があったときには産業建設常任委員会が調査したと記憶しております。

大井淳一郎委員長 では、この要望書の調査委員会を産業建設常任委員会と決定してよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのようにさせていただきます。続きまして、申し合わせ事項の見直しについてということでございます。会派ごとに申し合わせ事項の見直しについて御意見を出していただきました。それに基づいて事務局で整理して、軽微な修正等なども含めたものを資料として出していただいています。それを基に申し合わせ事項の見直しについて協議したいと思います。それでは、資料4について説明をお願いします。

岡田議会事務局議事係主任 それでは、付議事項2、申し合わせ事項の見直しに係る資料4について御説明いたします。皆様、資料4をお開きください。これは前回の議会運営委員会で皆様が御提案された改正案をまとめたものとなります。まだ見直すべき箇所を探し出している段階ということでしたので、今回の資料は新旧対照表の形式でなく、全文をお示しする形式で作成しております。資料では前回改正案が示された番号の周りを黄色で塗りつぶし、現行のものと改正案を上下に並べてお示ししています。また、改正案の右側に御提案された会派の名称を記載しております。前回、改正案の文言をお示しいただいた部分についてはそのまま文

章化しておりますので、説明を割愛させていただきます。それ以外の御注意いただきたい部分や御提案を受けて事務局が文言を調整したものについて御説明いたします。まず、44番の一部事務組合議会の報告については、文言の変更はないが、報告を行うに当たり統一された様式を作成すべきではないか、また、現在の報告は内容が簡素化されているのではないかという指摘がございました。続いて、59番の質疑については、質疑の形式が、本会議は一括質疑、委員会等は一問一答であることを明確にするべきではないかという御意見がございましたので、案をお示ししております。続いて、126番の現職議員の逝去については、創政会案とみらい21案があり、まだ結論に至っておりませんでしたので、後ほど御議論いただきたく存じます。続いて、128番の会派の成立要件については、創政会から、本事項の政党の定義から地域政党を除く旨の御意見がありましたので、「政党助成法第2条の政党をいう。」として政党の定義を国政政党に限った案をお示ししております。続いて、132番の部長等の退職による挨拶については、役職定年を「管理監督職勤務上限年齢による降任等」と職員の定年等に関する条例の文言を使用してお示ししております。続いて、134番の委員会視察等については、「政務調査研究視察」を「政務活動費を使用する視察」に変更することを御提案いただいております。この点に関して、政務活動費を使用しない視察もあることと、また、政務活動費の使用の有無によって視察報告の取扱いが異なる慣習があることから、その点も加えた案をお示ししております。続いて、135番のタブレット端末導入に伴う申し合わせ事項の読替えについては、全会派からタブレット端末導入に伴う申し合わせ事項が必要ではないかという御提案がありましたので、案をお示しいたします。読替え形式とした理由は、何らかのトラブルがあつてタブレットが使用できない場合には紙媒体のものを使用することになりますので、議席に配布、印刷製本が必要など紙媒体の場合の取扱いが分かるようにしておくべきと考えたからです。また、「配布」を「送付」と統一したのは、本申し合わせ事項において、「配布」は主に「議席に置いてお渡しすること」の意味で使用されておりましたので、表現を変えた

ほうが誤解が少ないのではないかと考えたためです。また、データはメールで送付させていただくこともあれば、会議システムにアップロードすることもあります。これらはどちらもデータを送ることになりますので、送付とさせていただきます。また、印刷製本や印刷につきましては、単に作成としております。申し合わせ事項につきましての資料４の説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

大井淳一郎委員長 説明が終わりました。皆様の資料４がお手元にあると思います。修正の部分を追って確認しながら協議していきたいと思っております。初めに訂正部分９番です。創政会から提案がありました「登庁または退庁の通告」ということで改正案が出ておりますが、それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、申し合わせ事項２０番です。こちらにも休会について、創政会から案が出ております。市立小中学校の卒業式の件ですが、例のとおりに文言を修正するという事です。これについては創政会案でよろしいですか。至誠一心会もよろしいですか。（うなづく者あり）それでは、２５番と２６番と２７番です。これはみらい２１から、「議員提出議案」という表現に変えると。みらい２１の案でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのように行きます。続きまして、４４番です。内容が簡素化されているという意見が出たということなんですけれども、これは申し合わせ事項自体を変えるという内容ではないですね。今後、消防組合議会選出議員の中で問題があるという共通認識を持っていただくということです。消防組合議会は１０月以降にありますけれども、その後に協議していただければと思います。これは申し合わせ事項を変更する必要はないですね。（うなづく者あり）そういう意見があったということです。私からも選ばれた議員に言っておきます。続きまして５９番です。これはみらい２１から出させていただきました。表現がうまくいかなかったので事務局に提出してもらったんですが、本会議では一括質疑、本会議以外のものは一問一答ということで、これは現在の高松議長になってから徹底するようになりました。これはやはり申し合わせ事項としてルール化したほうが

いいんじゃないかということです。二つ以上質問がある場合は、区分に応じて一問一答か一括質疑かということによろしいですか。

伊場勇委員 59－2についてなんですが、「委員会に付託される議案について、2以上の事項にわたって」とあります。これは正しい書き方かどうか確認をお願いします。

岡田議会事務局議事係主任 法令の表現としましては「2以上」という表現で問題はありません。ただ、皆様により分かりやすいように、「二つ以上」などに変更していただいても特段問題ないと存じます。

大井淳一郎委員長 「二つ以上」か「2以上」か。法律的な言い方に「2以上」という表現があるんですけども、これは別に法令ですね。我々が決めることですが、このままでよろしいですか。（うなづく者あり）では、この案で行きたいと思います。それでは、61番です。これもみらい21からです。表現を「全議員」に改めると、また、「例である」という表現を改めるということです。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）次は67番です。こちらは創政会から削除すべきではないかということでしたが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、こちらも削除とさせていただきます。（発言する者あり）番号はずれていくと思います。それから77番です。これも以前からあったものですね。正副議長ではなくて議長ということによろしいですね。それから……（発言する者あり）

高松秀樹議長 少し前に戻ってもらって、59－1の、「2以上」云々というところ。一番下です。本会議の一括質疑に対して本会議以外のものは一問一答と書いてあるじゃないですか。上は「一括質疑」で下は「一問一答」と書いているんだけど、これでいいんですかね。

岡田議会事務局議事係主任 ただいま御指摘いただいた事項につきましては、

議会に係る書籍を拝読しまして、その中では「一括質疑」に対応する言葉が「一問一答」となっておりましたので、ひとまずこの文言として御提案させていただきました。その一方で、本市議会の一般質問通告書におきましては、「一問一答」に対応するものは「分割質問・分割答弁」と、答弁の部分まで触れている表現でございました。こちらの表現もどちらの表現であってもよろしいかと思えますし、より誤解が生じないということでしたら、答弁まで含んだ表現としていただくことも可能かと思えます。

大井淳一郎委員長 では、このまま生かしていきます。それでは、78番です。

伊場勇委員 この78番の一般質問の時間を70分から60分に変更ということについては、またしっかりした議論が必要だと思います。議員の権利としての70分という時間を減らすということについては、なぜ60分なのか、50分じゃないのかというところも視野に入れながら話すことが必要だということで、このたびの改正では取りあえず創政会としての意見を出させていただきましたが、今回は改正せずに今後の検討事項として捉えていただけたらなと思います。

大井淳一郎委員長 今、創政会の伊場委員から意見がございました。今後の検討課題ということでよろしいですか。ここは改正しないということにさせていただきます。それでは、続きまして81番です。こちらは創政会から削除の案がありました。削除の方でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それから、103番です。こちらは、至誠一心会、創政会で、会議時刻を午前10時から午後5時までとしているものを削るということでした。削除でよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それから、110番です。これも、創政会と至誠一心会から出ております。副議長の位置づけです。委員会に出席して発言することができるということです。議長については地方自治法に規定があるので、申し合わせ事項ではあえて規定しないということでもよろしいですね。（「はい」と呼

ぶ者あり）続きまして、１２６番です。これは二つ出ているんです。これにつきまして、創政会は、１分間の黙祷などは明記しなくていいんじゃないかということですね。みらい２１はそこまで至ってなかったということですが、黙祷をささげるということを明記しなくてもよいと考えます。場合によっては、御遺族の希望でできるということもありますので、創政会案に従いたいと思います。至誠一心会も創政会の案ということでよろしいですか。（うなづく者あり）では、１２６番も修正の方向で行きます。それから、１２７番です。みらい２１から、「例である」という表現を改めるという提案をしましたが、よろしいですか。（うなづく者あり）それから、会派の成立要件ということで創政会から出されております。政党内会派を認めたことによる位置づけということで、要は政党助成法第２条の政党とは国政政党ということですね。（うなづく者あり）それから、届出は例の選挙に出るときのもの、要は立候補の時点での届出であって、途中で政党に入っても政党内会派は組めないという意味になりますが、よろしいですか。（うなづく者あり）ではこのような方向でさせていただきます。それから、１３２番です。これは創政会から出ているものですが、よろしいですね。（うなづく者あり）それから、１３４番です。委員会視察のところで、これは「政務調査」という表現を「政務活動」に改めるということです。これはみらい２１案ですが、よろしいですか。（うなづく者あり）最後に、読替規定の提案が全会派から出ております。（発言する者あり）政党の会派のところの表現をもう一度確認しましょう。暫時休憩します。

午前１０時２８分 休憩

午前１０時４０分 再開

大井淳一郎委員長 それでは、委員会を再開いたします。申し合わせ事項１２８番の中の政党内会派についてでございます。これにつきましては改正の方向で議論していますが、改正された後に無所属議員が今後、政党内会派

を組むことができるかどうかという辺りの位置づけを確認したいと思います。

岡田議会事務局議事係主任 この申し合わせ事項128番につきまして、改正案の文言ですと、今期、すなわち約2年前の時点でこの条件を満たす方は、申し合わせ事項を改正した日から2人での政党会派が組めるということになるかと思います。皆様の御議論はそういった結論でよろしかったでしょうか。

大井淳一郎委員長 よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、文言自体はこの改正案、つまり政党会派を意識した形で改正します。以上、ざっと改正案を見ていただきました。こちらの方で改正したいと思います。これはあくまでも現時点でのもので、また今後改正の必要があるところは見直していかなければいけないと思っています。その中でも、前回、前々回ぐらいに至誠一心会から出されております代表質問の位置づけも含めてどうするかということがありますので、今後議論していきたいと思います。今日のところは、申し合わせ事項については以上といたします。（発言する者あり）今後の流れですけれども、このような形式で資料を出してもらいました。今後、新旧対照表などを出してもらって、それを踏まえて最終的に現時点での申し合わせ事項の改正を行いたいと思います。では、以上といたします。続きまして、付議事項3点目の正副議長の任期でございます。これについては、各会派、政党会派、無所属議員から意見を頂戴したところでございます。また、全国の状況や県内で申し合わせ事項に任期を明記しているかどうかといった調査をしていただいておりますので、調査できている範囲で報告していただければと思います。

岡田議会事務局議事係主任 この点につきましては、全国市議会議長会に問い合わせました。その際に、おおよその割合ではあるのですが、全国のおおよそ7割程度の自治体で正副議長の任期について何らかの申合せが定

められているという回答を得ました。このまま県内の状況につきましても御説明させていただいてよろしいですか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）前回の議会運営委員会におきまして、県内の状況としても多くの自治体で任期が短縮されており、そして、その半数の議会においてその旨の申し合わせ事項が規定されているというお話をさせていただきました。参考までに教えていただきましたところ、表現や形式が異なることはあるんですが、全ての自治体におきまして「正副議長の任期は〇年とする」という形で定められているということが分かりました。調査の結果は以上でございます。

大井淳一郎委員長 県内の複数の自治体の議会で、申し合わせ事項ではっきりと任期について明記していることが確認できました。また、全国においても、全国市議会議長会がデータを出しているわけですが、何かしらの申し合わせや慣例があるのが638自治体あります。その中で任期1年が181自治体、任期2年が447自治体、任期4年が10自治体となっております。これが全国状況でございます。これにつきましては、申し合わせ事項で任期を2年とすることは違法ではないかといったことがあります、全国的にはこのような状況でございます。また、「任期を2年とする」と、複数の自治体の議会に明記されているところでございます。これを踏まえて正副議長の任期についての結論を出していかなくてはならないと思っておりますが、今日の時点ではどうでしょうか。（発言する者あり）今の状況を踏まえて最終的な結論を出していきたいと思えます。続きまして、モニター意見についてでございます。これについてお願いします。

山田議会事務局議事係長 令和5年7月12日から14日までの間に市議会モニターとの意見交換会が開催されました。その際に聴取した意見については、広聴特別委員会が所管する委員会ごとに振り分けて、各委員会が回答を作成することとなりました。このたびのモニター意見につきましては、令和5年4月開催の意見交換会で聴取したモニター意見で趣意が

不明であったものについて、広聴特別委員会が再度聴取したものとなります。内容は審査日程中に掲載しておりますので、回答内容をお考えいただきたく存じます。

大井淳一郎委員長　ただいま事務局から報告ありました。広聴特別委員会から、このようなモニター意見に対して回答してほしいということです。「市長の答弁を引き出せるように、議員研修などに力を入れ、議員の能力を上げていってほしい。」ということでございますが、まさにそのとおりであろうと思います。研修に力を入れてほしいということにつきましては、10月末ぐらいになるかと思いますが、江藤教授に来ていただくという方向でこの前、話をさせていただきました。それとあわせて、引き続き江藤教授には議会アドバイザーを受けていただきたいと考えております。そのように研修をしますし、また、研修などをしていきたいと思っております。ですから、この回答につきましては、「市長の答弁を引き出せるように議員研修などを実施して、議員の能力を上げていくよう努めてまいります。」などといった表現になろうかと思います。また正式な回答は事務局と相談して、最終的に広聴特別委員会にお返ししたいと思っております。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ではそのようにさせて……

高松秀樹議長　最後の「議員の能力を上げていってほしい。」というのは分かるんです。そのために議員研修などに力を入れると続いていくんでしょう。しかし、その前の「市長の答弁を引き出せるように」については、そもそも議員の能力が上がれば市長の答弁が引き出せるんですか。

大井淳一郎委員長　議員が市長に答弁を求めなくてもいいのかということにもありますし、要は、議員の資質を上げて市長の答弁を引き出せるようにすべきではないかという意見をよく言っていたので、議員の力量によって市長の答弁を引き出すと。だから、市長が答えざるを得ないような質問の展開をしていけばいいんじゃないかという話をよくさせていただい

たと思います。

高松秀樹議長 これは非常に面白いモニター意見だという気がしています。市長の答弁を引き出せるようにするというのは、本会議に臨む個々の議員の姿勢の問題じゃないのかという気がしています。議員の能力を上げたからといって、市長の答弁を引き出せるとは限らない。つまり、研修したからといって市長の答弁は出せないということにもなりかねないんじゃないかという気はします。だから面白いモニター意見で、今後我々議員がここをどう読み取るかというところにも係ってくるように思います。

大井淳一郎委員長 回答自体はさせていただくことでよろしいですか。言われるとおり、研修したからといって、市長の答弁を引き出そうとする議員もいれば、市長と執行部の答弁は同じなので、市長に答弁を求めることを必ずしも考えないと。だから、市長の答弁を引き出すというのは、恐らく現在の政策の問題点を指摘して政策変更できるのは市長だけであって、部長に幾ら言っても仕方ないので、そのときに市長に切り出すのかなと思っています。そのような展開をする議員もいれば、しない議員もいるので、これは議長の言われるとおり、研修したからといって議員のスタンスによって市長の答弁を引き出すか、引き出さないかは違ってくるのかなと思っています。いずれにしても、議員のそうした監視能力や政策立案能力を上げていくことが、結局、全体の活性化とかにつながって、市長とのそういった政策変更を促すことも出てくるかなと僕は思うんです。

高松秀樹議長 この意見は簡単に書いてあるんですけど、掘り下げて議論すると議会の本質に関わる問題になってくると思うんですよ。今、委員長が言われるように、市長の横にいらっしゃる議会参与は全て補助機関ですよ。つまり、代弁者であるはずなんですよ。議会参与の答弁は、市長の言葉と一緒にですよ。その上で市長に答弁を求める必要性を議員が見いだせば、そこはおのずと変わってくるんですが、今、見てみると、補

助機関の回答で十分という議員が大多数じゃないのかと。それを是とするのか非とするのかは議員個々の考え方の問題です。これは恐らく、各議員が深く考えて、本会議の一般質問や質疑はどうあるべきなのかというところに帰結する重要な問題であると思います。回答は議会運営委員会で考えていくということで結構ですが、これを議員が再考するいい機会になればいいという気はしております。

大井淳一郎委員長　ありがとうございます。議員の中で、唐突に「市長、どうですか」と聞く場面があります。補助機関で足りる答弁を市長に求めている場面がありますので、議長の御指摘を受けて、また、研修を通じて、我々議員が共通の認識を持って議会力を上げていくようになれば、議員個々の能力も上げていくことになると思っております。また皆さんと相談して最終的な回答を作成したいと思っております。それでは、続きまして付議事項５点目、全員協議会の開催日時です。これについて何かございますか。

山田議会事務局議事係長　全員協議会の開催日時についてですが、議運決定事項の報告のため、９月５日火曜日午前９時３０分から全員協議会を開催したいと考えております。

大井淳一郎委員長　よろしいですね。（「はい」と呼ぶもあり）ではそのようにさせていただきます。それでは付議事項５点目、その他です。皆さんのほうで何かありますか。（「なし」と呼ぶもあり）事務局のほうで何かありますか。

岡田議会事務局議事係主任　先の議会運営委員会で山田議員から御質問いただきました「本会議において会期の決定に係る質疑や討論はできるのか」についてお答えします。書籍「議会運営の実際１」によると、「討論は、会議規則で、「討論を用いないで」と規定していない限り求められるのが原則です。会期は明瞭なことですから討論を必要としませんが、どう

しても討論したいとして通告してくる場合は許可せざるを得ません。」とあります。そのため、討論の前段である質疑も「どうしても通告してくる場合には許可せざるを得ない」となると考えます。しかし、会期については事前に議会運営委員会で合意形成が図られるため、通常、本会議においての質疑や討論は予定されておらず、実際に質疑があると誰が回答するべきなのかなどの問題が生じてしまいますので、このような事態を避けるためにも、疑問が生じる可能性がある場合には、議会運営委員会に出席して議論していただきたいと考えます。また、全国市議会議長会からも同じ回答を得ております。また、全国市議会議長会からは「議会運営委員会に出席した上で納得できない場合には、会期を決定する段階で質疑や討論を考えるのではなく、必要に応じて会期の延長動議等を行うのはいかがか」という回答を得ました。以上を要約しますと、会期決定時の質疑や討論は、制度上は起こり得るが、実際に行うのは適切ではなく、別の方法による解決が適当ではないかとなります。報告は以上です。

大井淳一郎委員長　今、報告がございました。これに関してよろしいですか。

高松秀樹議長　確認ですけど、私は、本会議のことは議長の議事整理権に基づいて采配できると感じているんですが、その辺はどうなんですか。

岡田議会事務局議事係主任　議長がおっしゃるとおりと考えます。議会運営委員会での合意形成を受けて議長が簡易採決を行っておられます。本会議の進行については議事整理権に属する問題であると考えます。

大井淳一郎委員長　会期については、議会運営委員会で決定して、それを全員協議会で報告します。もし会期に何か不都合があれば、全員協議会で議会運営委員会の委員長に質疑できると思うんです。それを踏まえて、議長が簡易採決で諮られるということで、しかも全部オープンの場でやっています。それが前提だと思います。

岡田議会事務局議事係主任 会期を諮る前段につきましては、議会の自律権によって様々な方法があると存じます。本市議会におきましては、今、議長がそのように采配をされておられるということです。議長の議事整理権の範囲内のことであると考えます。

大井淳一郎委員長 議長、副議長よろしいですか。（うなづく者あり）皆様よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）以上で、議会運営委員会を閉じます。お疲れさまでした。

午前 10 時 58 分 散会

令和 5 年（2023 年）8 月 31 日

議会運営委員会 大 井 淳一郎